

「流通政策と小規模事業者支援促進策」

大村幸生

1 わが国流通振興政策の展開

わが国商業の大部分、それは卸売、小売の両部門を併せ、そこにおいて共通してみられる特徴的事実の一つは、それが中小ないし零細事業者によって構成されていることである。

それがよってきたる原因として、商業のもつ特性の一つに規定される部分に併せ、戦後わが国の経済政策が包括的にもたらした結果であることを附加しなければならない。

ところで商業における中小零細性のよってきたるところが如何なるものであったにしろ、傾斜生産方式にはじまる戦後幾多の産業政策によって支えられた生産部門優先主義に対し、立ち遅れが顕著であった流通部門に対する振興政策は総体としての流通政策において、例えば流通競争（促進）政策や流通調整政策の展開に比して、必ずしも優位性あるいは同位性の位置づけがなされていたとはいえない。勿論、流通政策がその発端の当初からいわゆる競争・調整・振興の三本軸で意図的かつ均衡性をもって展開されてきたと想定・整理していくことに関しては政策の構造均衡や経済の実態の視点からして非現実的論理構成であるとしても。

ではわが国の流通振興政策は大筋として如何なる展開過程をたどってきた

たのであろうか。まず高度成長期についてみると、主要なものとして1962年の「商店街振興法」、63年の中小企業基本法を支柱とした中小商業近代化政策の一環としての幾つかの「中小商業構造高度化政策」がある。それは例えば64年の「商店街近代化事業」、67年の「小売商業連鎖化事業」などである。

これら一連の中小企業近代化政策の展開に並行して、通商産業省産業構造審議会は58年に流通部会を発足させた。同部会は62年に実質的活動を開始し64年に第1回の中間答申を発表したが、以後72年の第10回中間答申までわが国の流通の在り方に関する方向性を明示し、政策への反映を促がす提言を進めてきたのである。

これらの中間答申をふまえ73年にいわゆる「大店法」が成立した。そしてこの「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）を軸とした流通調整政策に対をなす位置づけをもって、中小小売商業に関する振興政策の基軸となる「中小小売商業振興法」が同じ73年に成立、施行されている。この流通関連2法の成立と施行のあった70年代の前半期こそは、わが国の流通政策、そこにおける流通構造の特殊性をふまえ基本的課題に取り組む枠組としての流通振興、流通調整の両翼が姿を整えた時期として特徴づけられねばならない。

ついで73年にはじまるオイル・ショックを契機にした減速経済期における流通政策の基本方向は、産業構造審議会の流通部会が74年に発表した「我が国生産構造の長期ビジョン」をはじめ82年の「コミュニティマート構想」（中小企業庁）、83年「80年代の流通ビジョン」（産構審・中小企業政策審合同）、89年の「90年代の流通ビジョン」（産構審・中小企業政策審合同）等を通して示されてきているが、その大方がいわゆる「ビジョン」の提示に留まっており、より一步進んだ内実のある政策形成には至らなかった。

ところで減速経済の延長線ともいえるバブル経済構造の崩壊と経済国際化の動向の中で、90年代前半期におけるわが国の流通振興政策は括目すべき展開を示していることに注目しなければならない。すなわち、91年の「中小小売商業振興法」の抜本的ともいえる大改正に始まり、同じ91年の「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」、93年に流通部門をも対象領域に含める「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の制定へと、流通振興関連の新政策が矢継早やに樹立されたからである。流通振興政策の高揚期として、90年代前半期を基本的に性格づけるこれら3法は、実はそれぞれに相互関連性を有している側面のあることを指摘しておかねばならない。したがってその何れについても個別に検討吟味し政策理解に至ることには、不十分さの余地があるとの指摘は免れないだろう。

本稿では、しかしながら、差し当りの接近として「…小規模事業者の支援に関する法律」についてその基本的構造と政策的意義を吟味し、先行して改正ないし成立施行された他の2法を含め90年代流通振興政策の包括的検討への連結軸としたい。

2 「小規模事業者支援促進策」の基本構造

わが国の大規模や中規模企業をめぐる経営環境は、国際化の進展、情報技術の革新と発展、消費者の生活構造の多様化等大きく変化しているのが近年の状況であるが、そのことは小規模事業者の経営環境について論じるとき決して例外的状況ではない、こうした状況をふまえ小規模企業対策の抜本的拡充と強化を計ることを目的とした政策を推進するため「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(以下「支援促進法」

と略称)が1993年5月21日公布,同年8月9日に施行されている。それと同時にこの「支援促進法」(第3条)に基づいて通産大臣による「基本指針」も公表され小規模企業対策が新しい仕組みの中で具体的に展開されることになった。

そもそも小規模事業者の抱える経営的課題に関する政策的対応の経過を流通部門を中心にふり返ってみると,第2次大戦後においては,1948年の中小企業庁の設置にはじまり,52年の「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」,57年の「中小企業団体の組織に関する法律」等があり,60年代においては60年の「商工会等の組織に関する法律」にもとづく経営改善普及事業への取り組み,62年の「商店街振興組合法」による中小小売商・サービス業等の共同化事業の推進が今日までの政策の主要な骨子である。勿論その間,中小企業の生産性及び取引条件の向上を目途した62年の「中小企業基本法」の制定によって,政策はより包括的に強化されてきている。しかし,90年代に至るまでのこの間の中小小売商振興政策の骨子はこの60年代に形成され,1973年の「中小小売商業振興法」をもって政策的集大成をなし今日に至っているのがその主要な筋道である。

こうした政策,それは流通部門に属する中小商業への措置を内包するものとして,の展開構造の一つの特徴は,中小企業とはいうものの,小・零細事業者への措置は第二義に付せられてきたことは,わが国産業の二重構造への深い認識に立ちつつ,なお否めないことである。この種の事実にもとづく反省=批判への対応を含めてか,中小企業政策のたどったこの種の欠落部分を包括的に把握する意図をもって,ようやく92年に中小企業庁によって「小規模企業総合実態調査」が実施され,それを通して小規模企業の今後の発展への課題が明らかにされたのである。ところでこの92年の「総合実態調査」が実施されるに至った直接的契機の一つをわが国の流通

部門において把握するならば、それは80年代以降における小規模乃至零細小売商の流通部門からの退出が顕著な動向として現象したことを指摘することが出来るであろう。93年8月に施行された「支援促進法」は、流通部門へのそのを含め「新らしい仕組み」と呼称され性格づけられて登場した小規模企業対策であるとみることができる。

そこで「支援促進法」の構成を通して、小規模事業者への政策的対応の特徴を整理すると以下の通りである。

この法律は、本文全体で25条と附則からなる恒久法であるが、その構成は、(1)総則(第1～2条)、(2)基本指針(第3条)、(3)経営改善普及事業(第4条)、(4)基盤施設事業(第5～7条)、(5)保証事業(第8条～17条)、(6)連携事業(第18～19条)、(7)関連法の特例(第20～21条)、(8)その他(第22～25条)及び(9)附則から成っている。このような構成においてこの「支援促進法」の政策的実体を形成する部分は「経営改善普及事業」「基盤施設事業」「保証事業」「連携事業」の4事業、であるとみて差し支えないだろう。

3 「基本指針」の構造

小規模事業者支援促進法はその第3条において、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」と略称)に対して通産大臣は小規模事業者の経営改善発達を支援するための基本的な指針(以下「基本指針」と略称)を定めねばならないと規定しているが、この「基本指針」は中小企業近代化審議会の審議を経て「支援促進法」の施行と同時に公表されたものである。「基本指針」はわが国中小企業や小規模企業が日本経済を支える基盤の一部を形成している企業群であるが、近

年、経営環境の変化に対して適切な対応がなされているとはいえない状況にあり中小企業とりわけ小規模企業の経営の改善発達を政策的課題として把え小規模事業者に対する支援策の基本的な在り方を商工会等に示したもののとなっている。

ところでこの「基本指針」の骨子は、

第1 小規模事業者の経営改善発達の基本的な方向

第2 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導及び技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項、

第3 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項、

第4 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項、

第5 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項、

第6 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項、

の6つの事項から構成されている。

ではこれら6つの事項から成る「基本方針」は如何なる意義をもち、かつ、小規模事業者にとってその存続のための針路として如何なる特徴を有しているのだろうか。そのことを明らかにするために、同種、中小小売商業振興法に基づく「振興指針」の構成骨子の内容との比較検討を試みよう。この「振興法並びに振興指針」は「支援促進法」の制定に2年先立って改正されたものであり、わが国流通振興政策の最も根幹をなす政策の裏付けとなるものである。中小小売商業振興政策の抜本的改正への展望の中で1991年8月20日に改正告示されたものである。この「振興指針」改正の意義は、およそ、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現や街づくりを中心とした地域活性化への気運の高まりの中で、小売業の果たす役割がよ

り一層重視されつつあること、また、特に中小小売商業は小売部門の大宗を占め、かつ本来多様で小口分散的である消費に最もきめ細く対応できる存在であるとともに、地域社会の中核的な一員としてその果たすべき役割は、一層重要となっていること、さらに、中小小売商業は、経済的社会的条件の急激な変化の中にあつて、その存在基盤が不安定になると予想される、と要約することができる。^(注)そして、その骨子は、

第1 経営の近代化の目標に関する事項…消費ニーズへの対応、経済合理性に立脚した事業活動の推進、事業活動のシステム化・ネットワーク化の推進、事業者間の競争と協力・協調、地域活性化への貢献、

第2 経営管理の合理化に関する事項…経営方針の確立、商品の開発・仕入・管理の合理化、販売活動の合理化、財務の合理化、従業員の資質の向上、

第3 施設及び設備の近代化に関する事項…店舗等の立地等の適正化、店舗等の規模・形態・内部構成の改善、施設・設備の近代化、

第4 事業の共同化に関する事項…組織化の推進、共同事業の推進、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備、電子計算機の利用による経営管理、連鎖化事業、商店街整備等の支援、

第5 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項…労働条件の改善、労働環境の改善、

第6 その他中小小売商業の振興のため必要な事項…小規模小売商業者における経営近代化のための基盤の整備、表示の適正化、安全性の確保、苦情の処理、新たな生活様式の提案、物流の効率化、環境の保全、省エネルギーの推進、

となっている。

これら「基本指針」・「振興指針」の構成比較を通して明らかなことは、

双方が6事項建ての構成をとっていることの共通性はともかくとして、「振興指針」の第6「その他」において「小規模小売商業者」が振興課題として一応指摘されていることは留意されてよい。しかし、その課題が認識されているにもかかわらず、振興法の抜本的改正後2ヶ年を経ずして、小規模事業者支援促進政策として新たな法の制定がなされた事実は、この類の政策が日本経済の構造と動向の中で緊急の課題として浮上してきたことを明示するものとして理解されてよい。

その様な基本的な両者の脈絡の中ではほぼ共通の事項としては、「経営の近代化・合理化」と「事業の共同化」に関する部分がある。この領域について「振興指針」は商業施設・設備の近代化を挙げているし、「基本指針」においては「近代的経営管理方法の導入や情報の提供」と、「事業の共同化」をうたっている。他方、両指針においてみられる独自の事項として「基本指針」においては「商工会等」団体の役割の重視であり、「振興指針」においては従業者の福利厚生に関する事項がある。両指針が一つの基本的な脈絡をもちつつもそれぞれの固有の政策的課題の差異はこの辺りに示されている、とみてとることができる。まず前者については、現在、商工会が全国で約2,800ヶ所、商工会議所は同じく約500ヶ所組織されているのであるが、これらの団体は、「商工会等の組織に関する法律」が1960年に制定されて以来30有余年にわたって各地域に密着した形で小規模事業者に対する経営改善普及事業を推進してきた。しかし、「基本指針」においては、改めて「商工会等」を中心にして小規模事業者の集合としての地域産業経済全体への振興策として、共同店舗、駐車場等の設置を含む事業の整備を進めようとしている。そうしたネットワーク的発想に「基本指針」の標的の一つがおかれている、とするならばそれは中小企業政策の柱の一つである中小企業組織化の理念がこうした形で具現化している、と理解すること

ができよう。

後者「振興指針」における従業者の福利厚生に関する事項については、指針において指摘されるまでもなくわが国中小企業において持続的に解決されねばならない政策的課題であり、故に、「振興指針」においても基本的六指針の一つとして位置づけられているのである。その内容は、1 労働条件の改善、2 労働環境の改善の2項目から成っている。他方、「基本指針」におけるこの事項の位置づけをみると、そのことは直接的には明記されていない。その限りにおいて従業者の福利厚生に関する問題は、小規模事業者層における課題として一層後退した評価しか付与されていない、ということになる。

(注) 通産省中小企業庁編「中小小売商業振興法の解説」第4部68頁，1992年5月

4 基盤施設事業の性格

前々項2で明示した如く、小規模事業者に対する支援促進政策の重点方針は4項目である。この節ではこの4項目のうち「共同化等に寄与する施設設置」事業についてその構造と意義を検討してみるが、そのフレームはおおよそ以下のようなものである。

この「共同化に寄与する…」事業は、支援促進政策において「基盤施設事業」と呼称されている。(基本指針第3項参照)そして具体的には、(1)共同工場、共同店舗等小規模事業者の事業活動の場となる施設、(2)展示施設、人材開発施設等単独設置が困難な共同利用施設、(3)駐車場、多目的ホール等、間接的に小規模事業者の売上高の上昇等の改善効果のある施設、等が予定されている。^(注1)そして(1)の例として既存商店街の再整備として進

められる共同店舗，(2)の例として商工コミュニティセンターとしての複合型商工会館，(3)の例としてコミュニティセンターあるいはイベント広場となるイベント施設，が構想されている。

さらにこれら「基盤施設事業」の実施に当って「基本指針」は留意すべき点として6項目を挙げている。(基本指針第3の2) この留意項目あるいはその他の主要項目が示している，小規模事業者支援促進政策の内容である基盤施設事業の実施主体について考えてみると，それは商工会及び商工会議所，あるいは株式会社形態をとる第3セクターであり，小規模事業者自体がその事業主体となることについて殆ど想定されていないようである。では，その理由は何処にあるのか，について，この支援促進法の施行を契機にして各地の商工会議所地区基盤整備事業としての「商店街整備等支援事業」を実施しているいくつかの事例から判断すると，総事業費は最高は60億5000万円，これは名古屋市大通駐車場(株)，最低でも9億円，徳島市徳島工芸村(株)と，いうように小規模事業者の視点からすれば巨額の予算が事業費として計上されているのであり，^(注2) 到底，小規模事業者の主体的事業活動の及ぶのではなく，その水準をはるかに超える事業規模となっている。

かくして「支援促進政策」＝基盤整備事業の実質は，小規模事業者に対する外からの，あるいは外側における性格をもつものであり小規模事業者自身の参加や彼等の事業体質の強化を直接的に意図するものでないものであり，その故に支援促進政策の第一次効果は，小規模事業者をめぐる周辺諸機関の事業拡大・強化にある，ということになる。

(注1) 日本商工会議所編「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」1994年9月，10頁

(注2) 日本商工会議所編「同上」 10頁

5 結びにかえて

小規模事業者は、その経営基盤が脆弱であることから、一般的な中小企業施策によっては経営環境の変化等に対応していくは困難な場合が多いことは周知のことである。したがって小規模事業者に対しては、中小企業基本法にもあるように、一般的施策の円滑な実施がなされるよう前提となる諸条件の整備改善が求められている。

いわゆる「経営改善普及事業」が、小規模事業者のかかえる内的問題—いわゆる諸条件の整備改善に資することをその主要な眼目としていると位置づけるならば、このたびのいわゆる「支援促進政策」の樹立は、経営改善普及事業開始以来30年を超える長い年月を経てようやく登場した小規模事業者のための活動の場を整備する土俵作りを目指したものであるべきであろう。この「支援促進政策」の構造と本質について、小規模事業者の視点からの受容可能性に問題があるとしても、その政策効果に関する評価については、多くの事例が累積されていく90年代後半期にまでその時を俟たねばならない。

〔資料〕

小規模事業者の支援に関する「基本指針」(注)

我が国中小企業は経済社会の基盤を支える企業群であるとともに、経済社会の活力源である。とりわけ、小規模企業は、事業所数で約8割、従業

員数で約3割と極めて大きな割合を占めており、我が国経済の順調な発展を支える原動力となっているのみならず、特に地域経済社会においては、地元の資源や技術の活用、雇用の場の提供等地元に密着した活動を通じて、大きな役割を果たしている。今後とも、需要構造の変化に即応し得る機動性等を活かして、我が国経済、なかんずく地域経済の発展に大きく貢献していくことが期待されている。

しかしながら、近年、小規模事業者には、事業所数の減少、開廃業率の逆転、付加価値生産性の大企業との格差拡大等深刻な影響がみられる。これらは、需要構造の高度化・多様化、技術革新・情報化の進展による経営資源の高度化、労働不足問題の深刻化等が進む中で、経営基盤が脆弱なため、これらの経営環境の変化に必ずしも十分に対応できず、厳しい状況に直面している小規模事業者が少なからず存在していることを示している。

小規模企業が我が国の産業構造の基盤をなし、企業家精神発揮の場として、あるいは消費者に密着した物品・サービスの提供を通じて経済の活力の基礎になっていることを考慮すると、その経営の改善発達は、経済政策の根幹にもかかわる緊急の課題となっている。

本指針は、こうした状況を踏まえ、小規模企業の経営の改善発達を支援する事業を実施する商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対して、小規模企業をめぐる経営環境の変化に即応した事業の基本的な在り方を示し、もって小規模企業の経営基盤の充実を図るため、必要な事項を定めるものである。

第1 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みで

ある機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。また、小規模事業者は、対象とする市場が比較的狭く、立地する地域にかかわっていることから、地域の一員として、地域の中に確固たる経営基盤を構築することも重要である。

これらは、小規模事業者自らが十分な問題意識を持ち自助努力によって取り組むのが基本であり、小規模事業者自身の一層の自覚と努力が期待される。

したがって、旺盛な企業家精神を発揮して事業の積極的な展開を図っていかうとする意欲ある小規模事業者に対しては、そうした積極性が報われるような環境の整備が必要である。

とりわけ、今後小規模事業者が発展していくに際して直面するであろう「地域経済の活性化」、「ソフトな経営資源の高度化」といった、小規模事業者の自助努力だけでは克服し得ないような問題に対しては、地方公共団体等の施策との連携を図りつつ、以下のような支援事業を実施していくことが必要である。

第一に、「地域経済の活性化」に資するため、従来から商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が実施又は指導している経営改善普及事業について、これまでの個別の小規模事業者に対する経理、税務等に関する指導等を中心とした体系から、むらおこし、街おこしといった小規模事業者の集団を対象とした指導、情報の提供等をも含めた多面的な体系へと拡充していくことが必要である。

第二に、小規模事業者が「ソフトな経営資源の高度化」に適切に対応し得るよう、商工会等が経営改善普及事業について、専門的指導体制の拡充、情報提供体制の整備、後継者育成等人材能力開発の推進に努めることが必

要である。

第三に、商工会等は、小規模事業者の抱えている人的・資金的困難性の克服を図り、施設の近代化の促進、共同化等による経営の効率化・活性化を促進するため、自助努力や組合形態による対応が困難な小規模事業者の事業の共同化等を支援する施設の設置を図ることが必要である。

第2 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導及び技術の向上、 新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者は、その経営基盤が脆弱であることから、一般的な中小企業施策によっては、経営環境の変化に対応していくことが困難な場合がある。したがって、中小企業基本法第23条にもあるように、小規模事業者に対して一般的な中小企業施策が円滑に講じられるよう、先ず、その前提となる帳簿の整理、金融、税務等日常的な経営の改善を図ることが肝要である。

このため、商工会又は商工会議所は、経営改善普及事業として経営指導員等を設置し、小規模事業者に対し個別相談・指導を実施し、また、税理士会とも協力して税務に関する指導を実施してきており、その効果が着実に上がっていることから、今後とも、これらが引き続き実施されることが必要である。

一方、近年、地域経済の活性化と小規模事業者の経営の改善発達を一体的に図っていくことが必要であること、需要構造の変化、技術革新の進展等に伴い経営資源が高度化していること、小規模事業者が持ち前の機動性を発揮して事業を展開することが必要となっていること等にかんがみ、個別の相談・指導を中心とした体系から、地域振興事業の実施、専門的指導体制の拡充、情報提供体制の整備、後継者育成等人材能力開発の推進等を

も含めた多面的な体系へと変化させていくことが必要である。

小規模事業者に対する個別の相談・指導を基本に据えつつ相互に関連して実施される上記事業の総体を「経営改善普及事業」として位置づけ、その推進を図る。

1. 経営改善普及事業の内容

このような立場から行う経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 金融，税務，経理，販売管理，労務，技術の改善，その他経営に関する指導，あっせん等
- (2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施，協力又は指導
- (3) 経営，技術，各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

2. 経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、従来の個別相談・指導に加え、地域振興事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する者の幅広い知見の活用等を通じ、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮するものとする。
- (2) 経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内の小規模事業者を対象とする。

- (3) 経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するためには、商工会又は商工会議所におけるその実施体制を整備するとともに、経営指導員等が経営改善普及事業等に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図るものとする。
- (4) 経営指導員等については、指導を担当するのにふさわしい資質を有することが求められるため、通商産業大臣の定める資格を有する者でなければならない。
- (5) 個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守するものとする。

3. 連携事業の内容

連携事業は、商工会等以外の者が、商工会等による小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業と連携して行う研修、展示会、市場調査、地場産品の販売の促進、商品開発、講演会等であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与するソフト事業とする。

第3 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

集客力の向上を目的とした事業、工場適地の確保、経営ノウハウ等の情報交換の場の設定、会議室、試験研究施設等の設置等を中小企業が実施する場合には共同運営、共同利用を行うことが効果的である。とりわけ小規模事業者においては、人的・資金的な資源の不足から、相互に連携し事業の共同化を実施することが有益である。

このため、商工会等が自助努力や組合形態により対応が困難な小規模事業者に代わって事業の共同化等に寄与する施設の設置を行う事業(以下「基盤施設事業」という。)を実施することとする。

1. 基盤施設事業の内容

基盤施設事業は、以下に掲げるものとする。

- (1) 共同工場、共同店舗等小規模事業者の事業活動の場となる施設であってそれぞれの事業者が利用する個別のスペースと共同で利用するスペースを併せた施設
- (2) 展示施設、人材開発施設等小規模事業者の事業活動を円滑化する施設であって単独設置が困難な共同利用施設
- (3) 駐車場、多目的ホール等個別事業者の集客力の向上を助け、間接的に小規模事業者の売上高の上昇等の改善効果を派生せしめる施設

2. 基盤施設事業の実施に当たって留意すべき点

商工会等は、以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 基盤施設計画の策定に当たっては、既に作成された地方公共団体等の地域産業ビジョン等と十分整合性のとれた内容とするとともに、立地条件等環境条件を十分検討するものとする。
- (2) 基盤施設の規模及び構造は、当該基盤施設の目的及び機能、施設利用者の安全、利便及び快適性等に十分配慮したものとする。
- (3) 採算性を十分考慮し、投資が過大とならないようにあらかじめ十分検討するものとし、利用料を徴収する場合にあっては低廉な額とするよう努めるものとする。資金調達に当たっても、返済計画を十分に検

討するものとする。

- (4) 基盤施設事業の実施に当たっては、関係者の合意形成、土地の取得、建設着工等について計画的に行うものとする。また、十分な人的体制の整備に努めるものとする。
- (5) 共同工場、共同店舗等個別スペースと共同利用スペースを併せた施設の設置に当たっては、当該事業が小規模事業者を支援するための事業であることから、利用者は原則として小規模事業者であることとする。また、共同利用部分と個別利用部分を明確に区分するとともに、共同利用部分については、利用者が求めている機能を整備し、十分利用しやすいものとする。
- (6) 基盤施設事業の運営に当たっては、参加小規模事業者の経営実態、環境条件の変化等を把握し、適切な運営指針及び運営計画の策定及び改善に努めることとする。

3. 商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって留意すべき点

商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって商工会等は、2. に挙げた留意点に加えて、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 商工会等以外の者が基盤施設事業を実施することが、事業形態、事業内容の専門性等から判断して、事業の効率的かつ適切な実施のために特に必要な場合であるものとする。
- (2) 商工会等による当該事業の実施主体に対する指導・助言の実効性が担保されているものとする。
- (3) 当該事業の実施主体が、広く小規模事業者一般を支援する事業を行う者であるものとする。

第4 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善 発達のために行う他の事業との関係に関する事項

商工会又は商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする総合的経済団体であり、小規模事業者を支援する事業はもとより、地域経済の活性化を図るため幅広く事業を展開しているところである。

小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、小規模事業者の経営の改善発達は、地域経済の活性化と一体となって図っていく必要がある。そのため、経営改善普及事業又は基盤施設事業（以下「小規模事業者支援事業」という。）を実施するに当たっては、地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業と有機的連携を図りつつ実施することが重要である。

第5 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う小規模事業者支援事業に関し指導を行うものとする。

また、近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報の収集・提供体制を整備するとともに、商工会と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等 指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う小規模事業者支援事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、基盤施設事業に係る債務保証事業等を実施するものとする。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 小規模事業者支援事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めるものとする。

また、周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うものとする。

- (2) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、商工会指導員及び中央指導員にあつては、絶えず傘下団体の行う小規模事業者支援事業の実績、効果等の把握に努めるものとする。

- (3) 商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所に対して指導を行う商工会指導員及び中央指導員については、指導を担当するのにふさわしい資質を有することが求められるため、通商産業大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第6 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営指導員等の資質の向上

経営指導員等は地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも小規模事業者支援事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、商工会等にあっては、研修、人事交流等の実施により、経営指導員等の資質の向上を図るものとする。

なお、商工会等にあっては、高い資質を有する経営指導員等の確保の観点から、勤務環境の整備に努めるものとする。

2. 商工会等の経営基盤強化

商工会等は設立目的に商工業の改善発達を図ることが掲げられており、小規模事業者支援事業はその本来事業の一つとして自発的な行われることが望ましいことから、適正な会費負担等による、経営基盤の強化に努めるものとする。

3. 小規模事業者支援事業の公平性

小規模事業者支援事業は、公平に地区内の小規模事業者を対象として行われるよう配慮するものとする。

4. 市町村、関係機関等との関係

小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであるが、市町村の商工行政とも密接な関係をもっていること

から、関係市町村の理解を求めつつ、これら市町村の協力が得られるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、都道府県における中小企業総合指導所、公設試験研究機関、中小企業団体中央会、下請企業振興協会等、小規模事業者支援事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する指導機関からも理解、協力が得られるよう努めるものとする。

5. 国及び地方公共団体の施策等の活用

商工会等においては、小規模事業者支援事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の施策・制度を熟知し、積極的に活用するよう努めるものとする。

(注) 本基本指針は1993年(平成5年)5月21日公布、同年8月9日に施行された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第三条に依拠し、通商産業大臣が定め、8月9日に公表されたものである。

〔主要参考文献〕

1. 通商産業省「中小小売商業振興法の解説」1992年
2. 同上「90年代の流通ビジョン」1989年
3. 中小企業庁「最新中小企業キーワード」第2版, 1993年
4. 同上「中小企業政策の課題と今後の方向」1993年
5. 日本商工会議所「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」
1993年
6. 鈴木武編「現代の流通問題」1991年東洋経済新報社
7. 久保村隆祐, 田島義博, 森宏著「流通政策」1982年, 中央経済社